

三河安城駅周辺広場整備建築設計業務委託

仕様書

1 業務概要

本業務は三河安城駅周辺広場整備における建築物（トイレ及びシェルター）の新築設計を行うものである。

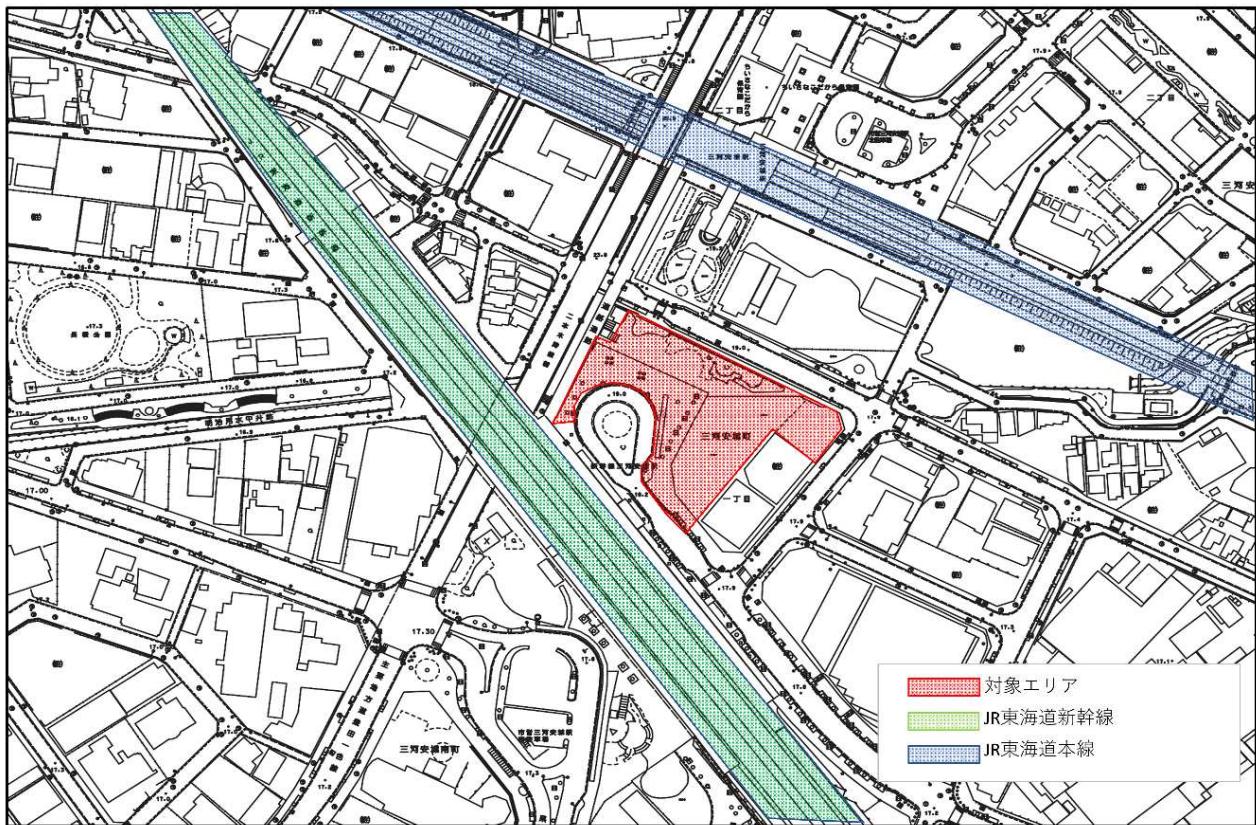
2 目的

三河安城駅周辺は昼夜問わず多くの居住者や就労者を抱えるまちとなっているが、まちなかに人々が交流するための機能や仕掛けを備えていないため、まちが十分につかわれている状況はない。賑わいや人々の活動を実感する機会は少なく、このまちの持つポテンシャルを発揮しきれていないという課題がある。このような課題を解決するため、安城市では、まちなかの公共空間を自由につかえるよう制度化した。その結果、まちをつかう活動が少しずつ広がり始めている。この活動が持続的かつ広域的に実施されるよう、令和4年度には「デザインコンペ in 三河安城」を開催し、三河安城駅周辺のデザインおよびつかいたいのアイデアを全国から募集した。令和5年度には、デザインコンペ in 三河安城の最優秀賞受賞者である studio Hatake の協力の受け「三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト アクセラレーション業務」において地元の活動団体とワークショップを実施し、最優秀作品のアイデアをベースに活動者の意見を盛り込んだデザイン案を検討してきた。令和6年度には検討結果を形にするため、studio Hatake を景観意匠設計者とし、合わせてランドスケープの学識者によるデザイン監修を受けることで、意匠性の高い整備を目指した実施設計を行っていく（別途業務「令和6年度三河安城駅周辺広場整備実施設計業務」）。

本業務は、前述した別途業務と連携して、三河安城駅周辺広場の建築物（トイレ及びシェルター）に関わる設計を実施するものである。

2 委託場所

安城市三河安城町1丁目8-1他



3 業務内容

- (1) 三河安城駅周辺広場整備トイレ及びシェルターの新築設計
- (2) 各工事の積算及び設計書作成
- (3) 法令等関係規定の確認及び協議、申請書の作成、届出
- (4) 工事計画及び工事工程表の作成

4 敷地の条件

- (1) 三河安城駅周辺広場整備トイレ及びシェルター新築設計

用途地域 商業地域（市街化区域）

容積率 400%

建ぺい率 80%

防火地域等 準防火地域

下水道 供用済

5 設計内容

- (1) 三河安城駅周辺広場整備トイレ及びシェルター新築設計

ア トイレ新築設計

- ・階数及び構造 平屋建て

構造については、経済性、意匠性、施工性、維持管理などを考慮の上、比較検討して決定するものとする。

- ・延べ面積 50 m²

- ・諸室 多目的トイレ、男子トイレ、女子トイレ

床下ピットの設置を基本とし、必要な衛生設備は、発注者と協議により決定とする。また、多目的トイレは、人にやさしい街づくりの推進に関する条例によるフルスペック（オストメイト対応設備、乳幼児用ベッド、乳幼児用いす、大便器、洗面器）や幼児用小便器の設置を検討すること。なお、バリアフリー法の設置基準についても配慮した設計とする。

ウ シェルター新築設計

- ・階数及び構造 平屋建て

構造については、経済性、意匠性、施工性、維持管理などを考慮の上、比較検討して決定するものとする。

- ・延べ面積 200 m²

- ・必要機能

待ち合わせ等に配慮した機能を提案の上、発注者と協議し設計すること。

エ 各種インフラ改修工事

上下水道、電気等の設計を行うこと。なお、想定されるイベント等に対応する設備設計もを行うこと。

オ 一体的な整備計画

三河安城駅周辺広場整備との一体的な意匠、効率的なインフラ整備、無駄のない動線計画など打合せを綿密に行い、まとめた整備計画とすること。

6 設計の諸条件

(1) デザイン監修

ア 受注者は、市がデザイン監修者として指定する名古屋市立大学大野暁彦准教授（ランドスケープデザイン学識者）の監修を受けること。受注者はデザイン監修者から指導を受け、デザインを完成させること。

イ デザイン監修者の職務

全体のデザインチェックおよび総合的なアドバイス（3回程度を想定）

ウ デザイン監修の報酬について

受注者は、デザイン監修者に対して職務相当の金額を支払うこと（1回あたり2万円を想定している）。

(2) デザインの尊重

受注者は、令和4年度に実施したデザインコンペ in 三河安城の最優秀賞受賞者 studio Hatake のデザインを最大限尊重し、確認の上で設計を実施すること。

(3) 別途業者との連携

受注者は、令和6年度三河安城駅周辺広場整備実施設計業務の請負者と連携を密にとり、設計をまとめること。なお、上記請負者において実施する地元関係者とのワークショップ（2回程度）の結果を設計に反映すること。また、同請負者における外構設計と統一感のある設計としてまとめ、経済性、安全性等に配慮した工事計画となるように調整を図ること。

(4) パースの作成

新築時のパースを作成するものとし、比較検討する上で必要となるパースを複数案提示すること。その後、最終決定した整備内容についてパースを作成し成果品として納めること。なお、パースは対象建物だけでなく、周辺環境を含めたものとする。なお、令和6年度三河安城駅周辺広場整備実施設計業務の請負者の作成するパースと連携をとること。

(5) 検討用模型の作成

設計案の検討にあたり、打ち合わせに利用するための検討用模型を作成する。模型のスケールやサイズについては担当者と協議により決定する。なお、令和6年度三河安城駅周辺広場整備実施設計業務の請負者の作成する模型と連携をとること。

(6) 積算及び設計書の作成

ア 基本的な改修内容が決まった段階で概算工事費を算出し、監督員と工事費と改修内容について協議すること。

イ 設計図を作成し、監督員の精査及び確認を受けた後に積算業務を行うこと。

(7) 法令等関係規定の確認及び協議、申請書の作成、届出

ア 建築基準法、消防法、児童福祉法、人にやさしい街づくりの推進に関する条例の他、法令及び基準等について関連する規定をまとめること。

イ 上記アは別途「法規チェック図」としても図面作成すること。

ウ 必要な手続きについて、事前相談、申請書の作成、申請手続きを行うこと。協議内容は議事録として提出すること。

エ 関係官庁等手続きは、一切を受注者にて行うこと。なお、申請手数料は受注者の負担とする。

(8) 工事計画及び工事工程表の作成

ア 広場整備と同時期の工事となるため、無理のない工事計画、工事工程となるように計画すること。

イ 工事区分、工事順序について整理・調整（周辺関連工事を含む）を行い、効率的で安全な工事計画とすること。

ウ 近隣施設利用者や周辺環境等の安全性・利便性を確保し、鉄道を含む周辺施設等に支障がないように工事計画をたてること。

エ 必要な工事作業及び駐車場エリアを確保すること。

オ 工事工程表を作成するにあたり、無理のない工程とするとともに、施設の行事など聞き取り、運営に支障のないようにすること。

カ 上記ア～オについて、仮設計画、工程表、施工条件等を設計図書に反映させること。

7 基準等

- (1) 安城市の定める「設計基準」を遵守すること。
- (2) 設計は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び各種関連基準による。
- (3) 積算は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築数量積算基準・同解説」、「建築設備数量積算基準・同解説」及び各種関連基準による。
- (4) 図面データの作成基準は、安城市作成「建築・設備CAD図面作成要領」により作成することを基本とする。
- (5) 「安城市施設建物整備基準」を参考にすること。

8 留意事項

- (1) 令和6年度三河安城駅周辺広場整備実施設計業務請負者と密な連絡をとり、一体的で無駄のない計画とすること。市の指定する工事発注形式に応じて成果品をまとめること。
- (2) 各種調査業務は、施設管理者と協議の上、調査日を決定すること。
- (3) 建設後の維持管理のためのエネルギー消費削減も考慮して設計すること。
- (4) ユニバーサルデザインに配慮して設計すること（愛知県人にやさしい街づくり条例に準拠することを基本とする）。
- (5) 施設、敷地及びその周囲の調査等、計画に必要な調査は十分に行うこと。
- (6) 施工時に、本業務の受注者の責めの帰す理由で、変更等が生じた場合、変更図面の作成、施工業者からの疑義への回答を行うこと。
- (7) 工事の使用材料について、各メーカーにヒアリングを行い納期状況の報告を行うこと。また、納期状況を工事スケジュールに反映させること。

9 業務計画書の作成

業務着手前に業務計画書を提出し、発注者の承諾を得ること。業務計画書は、以下の項目は必ず含めること。

- (1) 業務組織計画
総括技術者及び実務担当者を組織図として記載すること。再委託業者についても記載すること。
- (2) 業務実施方法
業務を実施するにあたり、その作業計画について具体的な方針及び方法を具体的に記載すること。調査事項、比較検討事項、関連協議事項は一覧表にして示すこと。
- (3) 業務工程
調査、取りまとめ、作図、積算、報告その他の時期を、工事毎に具体的に記載すること。
- (4) 打合せ計画

打合せ時期及び内容、決定事項、関連協議事項を記載すること。

(5) 各種調査計画書

施設管理者と協議の上、現地調査日を決定すること。

1 0 月間打合せの実施

設計委託の内容、進捗予定及び進捗状況に関する月間打合せを実施すること。ただし、監督員と協議の上、業務の進捗に支障がない場合はメールによる報告に替えることができる。

1 1 業務工程

下記期日までに綿密な協議を重ねたのち、各業務を完成させ、監督員にその内容を説明すること。なお、提出後、監督員からの指示がある場合は追加・修正し、完了までに成果品を作成すること。

項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
三河安城駅周辺広場整備実施設計 (外構設計)	←							→		
建築設計										
基本設計（意匠検討）		←	→							
概算費用算出（※）			←	→						
実施設計				←				→		
整備費用算出（※）					←	→				

※このスケジュールはあくまで想定のものであるが、（※）の内容については表記の期間で実施すること

1 2 成果品

次表の通りとし、○印は電子記憶媒体(CD等)も含めて提出すること。ただし、監督員との協議により承諾を得たものについてはこの限りではない。

成果品	部数	サイズ	
打合せ記録簿	各1部	A4判	○
設計基準による設計図<工事別>	各2部	A3判	○
確認済証等（※）	各1式	A4判	—
各種計算書	各1部	A4判	○
構造計算書	各1部	A4判	○
各種比較検討書	各1部	A4判	○
工程表	各1部	A4判	○
設計書（Excel作成）<工事別>（○）	各1部	A4判	○
各種数量調書・積算資料・見積り比較表<工事別>（○）	各1部	A4判	○

各種見積り書（3者以上）<工事別>（◎）	各1部	A4判	一
各種調査報告書	各1部	A4判	○
ペース	一式	A3判	○
その他必要と認められた資料	一式	A4判	○

※確認済証等は、監督員の承諾を受け受付受理証に替えることができる。ただし、受注者は本業務完了後も引き続き工事発注を考慮した時期までに確認済証が交付されるように責任をもって対応すること。また、確認手続中の変更修正事項については成果品に反映させること。

1.3 設計納期及び検査

- (1) 完了時に発注者の検査員による成果品の検査を受けること。
- (2) 成果品の検査に合格後、提出図面等一式を納品して業務の終了とする。

1.4 その他

- (1) 建設後の維持管理のためのエネルギー消費削減も考慮して設計すること。
- (2) 監督員及び施設管理者と密に連絡し、連絡事項を隨時記録して提出すること。
- (3) 設計図書作成後に、監督員の精査及び確認を受けた後、積算業務を行うこと。
- (4) 図面データの使用について、受注者は安城市が第三者に貸与することを承諾すること。
- (5) 成果品に関し、これを受注者の承諾に関わらず使用する権利は、発注者に設定する。
- (6) 業務完了後、当該設計への質疑が生じ、発注者から回答を要求された場合は、回答書を作成すること。
- (7) 専門業者から徴収する見積りは監督員の指示する方法等によること。また、業務完了後、工事発注が行われる時に見積りの有効期限を超える場合は、その処置を協議した上で、発注者は受注者へ、専門業者へのヒアリング及び再徴収を求めることを基本とする。
- (8) 本設計委託及び工事は、国庫補助対象物件であることを留意の上で成果品をまとめるとともに、市が国の会計検査を受ける場合には協力すること。